

府中町ふれあい収集

◎ふれあい収集とは？

介護認定や障害者手帳等の交付を受けている人で、自分でごみステーションにごみを出すことが困難な人を対象に、自宅の玄関先または所定の場所で、週1回指定した曜日に、**家庭ごみ（大型ごみを除く）**を無料で収集します。

◎対象者

次の1・2のいずれにも該当する人

1. 府中町に居住し、本人および同居している全員が次のいずれかに該当する。

- ・介護保険の「要支援」または「要介護」の認定を受けている。
- ・「視覚障害（1級または2級）」もしくは「肢体不自由（1級、2級または3級）」の身体障害者手帳の交付を受けている。
- ・療育手帳（AまたはA）の交付を受けている。
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている。

2. 自分でごみを出すことが困難で、親族等や介護サービス等によりごみ出しの支援を受けることができない。

◎申請に必要な書類

① 府中町ふれあい収集利用申請書

② 介護認定区分または障害の区分・等級等が確認できる書類の写し〔注〕

〔注〕同居している全員の書類が必要です。

【提出先】※ケアマネージャー等、日々の支援に携わる方からの提出も可能です。

・府中町環境センター

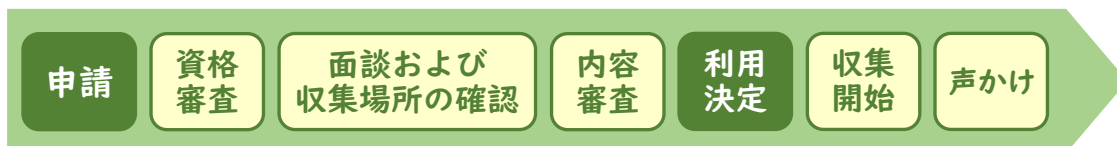
〒735-0012 府中町八幡四丁目1番1号 ☎082-286-3266

・府中町役場2階 福祉課または高齢介護課

・マイ・フローラ南交流センター

◎申請から利用決定までの流れ〔概要〕

環境センター職員が申請者宅を訪問して、本人、親族、ケアマネージャー等と面談し、ごみ出しの状況等をお聞きして利用の可否を決定します。



希望者には「声かけ」も行います。



◎利用上の注意

- ・ごみは分別して、収集日の午前8時30分までに事前に決めた場所（自宅の玄関前等）に出してください。家の中に入って収集することはできません。
- ・誤収集防止、動物対策のため、蓋付きのごみ箱をお願いしています。（利用者で準備）
- ・集合住宅の共用部分（玄関前の通路部分等）にごみ箱を置く場合は、事前に管理者の了承を得てください。オートロックの場合、利用者に開錠していただき収集します。

◎申請から利用決定までの流れ

(1) 申請〔申請者〕



申請書類を環境センターまたは福祉課、高齢介護課、マイ・フローラ南交流センターに提出してください。

※ケアマネージャー等、日々の支援に携わる方からの提出も可能です。

(2) 資格審査〔環境センター〕



申請書および添付書類により申請要件等を確認します。

(3) 面談の日程調整〔環境センター → 申請者、関係者〕



電話連絡により、申請者、関係者と面談の日程を調整します。

(4) 面談〔環境センター、申請者、関係者〕



現状のごみ出し方法、ごみ種・ごみ量、利用決定後にごみを出す場所や声かけの希望等をお聞きします。

(5) 収集場所の確認〔環境センター、収集業者〕



収集車両の通行などを調査します。

(6) 内容審査〔環境センター〕



面談や収集場所の確認を踏まえ、利用決定の可否を審査します。

(7) 利用決定〔環境センター → 申請者、関係者〕



審査結果は、申請者に可否決定通知書をお送りします。

申請者および関係者に、収集開始日、収集場所等を連絡します。

(8) 蓋付きごみ箱の準備、ヘルパー等とのごみ出しの調整〔申請者、関係者〕



誤収集防止、動物対策のため、申請者において蓋付きのごみ箱を準備していただきます。
また、ヘルパー等とごみ出しの調整をお願いします。

(9) 収集開始



事前に連絡した収集開始日から、ふれあい収集（週1回）を開始します。

(10) 声かけ（希望者）〔収集業者〕

希望者には、収集の際に収集業者が「声かけ」を行います。

また、ごみの排出状況による安否確認を行います。

状況によっては、環境センターから事前に登録した連絡先に連絡します。

※申請内容の変更や、長期不在で利用を停止する場合は、事前に環境センターに連絡してください。

◎問い合わせ先

◇制度や申請手続きに関すること

・府中町環境センター

〒735-0012 府中町八幡四丁目1番1号 ☎082-286-3266

◇資格の要件に関すること

・介護認定等：府中町高齢介護課（高齢者福祉係）

〒735-8686 府中町大通三丁目5番1号 ☎082-286-3256

・障害認定等：府中町福祉課（障害者福祉係）

〒735-8686 府中町大通三丁目5番1号 ☎082-286-3161